

産業衛生 レポート

No.565

2026 年 10 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」が改正されました

～令和 9 年度 濃度基準値告示に伴い、48 物質の測定方法等を追加～

(令和 8 年 8 月 31 日 厚生労働省公示)

令和 8 年 8 月 31 日、[「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」\(令和 8 年厚生労働省告示第 332 号。以下「改正告示」\)](#) が告示され、令和 9 年 10 月 1 日から適用されます。

併せて、[「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件」\(令和 8 年 8 月 31 日技術上の指針公示第 29 号。以下「改正指針」\)](#) が公示され、令和 9 年 10 月 1 日から適用されます。

● 化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針

この指針は、リスクアセスメント対象物を製造または取り扱う事業者が、労働安全衛生規則等の規定が円滑かつ適切に実施されるよう、濃度基準値の適用方法、確認測定の実施、試料採取方法および分析方法、有効な保護具の選択・使用等について、法令で規定された事項のほか、事業者が実施すべき事項を一体的に規定したものです。リスクアセスメント対象物以外の化学物質についても、本指針を活用し、労働者が当該化学物質にばく露される程度を最小限度とするように努める必要があります

改正指針の概要等

- (1) 改正告示により新たに濃度基準値が定められた物質（48 物質）について測定方法等を定めた。

[改正指針 別表 1](#) の二重下線部

※別表 1 の一重下線部は、昨年追加された物質で令和 8 年 10 月 1 日適用分

- (2) 六弗化けい酸亜鉛（Ⅱ）を「弗素及びその水溶性無機化合物」に追加した。

- (3) 「飽和蒸気圧濃度」の説明を追加した

確認測定において、蒸気とエアロゾル粒子（ミスト等）の両方の試料を採取する必要性の判断に用いる計算式を「飽和蒸気圧／濃度基準」 → 「飽和蒸気圧濃度／濃度基準値」に改め、「飽和蒸気圧濃度」の定義および算出方法を追記した。

※用語の適正化を図ったものであり、従来の考え方を変更するものではない

補足

化学物質の空気中での存在形態は、“蒸気のみ”、“エアロゾル粒子（ミスト等）のみ”だけでなく、“その両方”が存在する場合があります。その場合、確認測定は蒸気とエアロゾル粒子の両方を測定することが当指針で定められています。

今回の改正では、“両方を採取する必要がある場合”の判断に使用する計算式の説明が追加されました。

=====

なお、令和 8 年 10 月 1 日から、濃度基準値の確認測定等に用いられる「個人ばく露測定」が作業環境測定として位置付けられます。これに伴い、当該指針についても見直しが予定されています。

詳細は以下をご確認ください。

- 告示 [労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件\(令和 8 年厚生労働省告示第 332 号\).pdf](#)
- 公示 [「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」について\(公示\) | 厚生労働省](#)
- 指針 [化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針.pdf](#)
- 指針新旧対照表 [化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針に係る新旧対照表.pdf](#)
- 通達 [「安衛規第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」の告示等について\(基発 0831 第 3 号\).pdf](#)

製品安全誓約（日本国）の対象に「労働安全衛生法」が加わります

（令和 8 年 9 月 10 日 厚生労働省発表）

製品安全誓約（日本国）は、関係省庁とオンラインマーケットプレイス事業者（インターネット通販事業者等）が連携し、リコール製品や安全ではない製品の流通防止を通じて、安全確保に取り組む官民協働の自主的な取組です。

この度、製品安全誓約（日本国）の対象に労働安全衛生法が規制する製品の一部が追加されました。

対象製品

- (1) 石綿含有製品（疑いを含む）
- (2) 厚生労働省による試験等により、構造規格を具備しない事実が確認された、労働安全衛生法第 42 条に定める下記の譲渡等制限機械等
 - ・ 防じんマスク
 - ・ 防毒マスク
 - ・ 絶縁用保護具
 - ・ 絶縁用防具
 - ・ 保護帽
 - ・ 電動ファン付き呼吸用保護具
 - ・ 研削盤、研削といし及び研削といしの覆い
 - ・ 墜落制止用器具
 - ・ チェーンソー（内燃機関を内蔵するものであって、排気量が 40cm³ 以上のもの）

詳細は以下をご確認ください。

- 厚生労働省 HP [製品安全誓約\(日本国\)の対象に「労働安全衛生法」が加わります | 厚生労働省](#)
- 内閣府消費者庁 HP [製品安全誓約\(日本国\) | 消費者庁](#)
- 別添 [製品安全誓約\(日本国\)に新たに加わる対象製品\(安全ではない製品\)について](#)